

労働者派遣に関する情報提供について

① 令和7年9月1日付け 派遣労働者数

7人／1日あたり

② 令和7年9月1日付け 派遣先事業所数(実数)

1事業所

③ 令和7度(令和6年10月1日～令和7年9月30日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

35,388 円(8時間)

④ 令和7年度(令和6年10月1日～令和7年9月30日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

23,050 円(8時間)

⑤ 令和7年度(令和6年10月1日～令和7年9月30日) マージン率

34.9 %

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)あたりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)あたりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)あたりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。

※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (すべての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和8年3月31日)

☐ 締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
AI入門研修	派遣中	OJT	無償	有給
ビックデータ入門研修	派遣中	OJT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口: 電話番号 099-812-1915(担当 平山)

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

当事業所は派遣労働者の適正や希望に応じ派遣先を検討しております。

事業所名 鹿児島情報サービス株式会社
許可番号 派46-010039